社說

京都御滯在

天皇々后兩陛下には去る二月皇太后陛下御大葬の節御奉送の思召なりしに折節兩陛下とも御不例に渡らせられ侍醫の人々より絕て申上げたる儀もありて御不本意ながら御見合せと相成りたるに付き過日の御百日祭に京都の行幸啓を仰出され親しく御祭典を行はせられたる御次第なりと云ふ扨その御式も滯りなく相濟みたるに就ては何れ不日に還御の御沙汰もあるべきなれども抑も陛下には一昨々年より一昨年に掛て凡そ一年の間、日清戰爭の爲めに廣嶋の行在所に御滯留、日夜軍務の御指圖に御忙はしく殆んど御寢食をも安んぜさせられざる御次第なりしに本年二月には恐れ多くも皇太后陛下の御大喪に丁せられて罔極の御悲みに沈ませられたる御事なれば況して御不例後の昨今、御心身の御勞りは如何ばかりならんと窃に恐察し奉る所なり左れば今回の行幸は御祭典の御爲めとは申しながら其御式も滯りなく濟ませられたる上は暫く舊都の離宮に御滯留わらせられて御心身を慰ませらるゝも御差支はあるまじきも素より御服喪中の御事とて別に御出遊等の御娯みはなからんなれども離宮は御隱遁の場所にして苑内の泉石草花に至るまでも自から御緣も淺からず朝夕の御逍遙も幾分か御鬱散の御慰とも爲る可きは申す迄もなく殊に東京府下にては麻疹流行の餘焰尙ほ未だ收まらずして昨今患者の數も少なからざる折柄なれば旁々以て御保養の爲めにも然る可きか若しも陛下に於かせられて行幸の御序に離宮の御靜養を好ませらるゝ思召もあらんには吾々は此際一日も御滯在の永からんことを希望し奉るものなり

日露協商

朝鮮政府の露兵雇入事件は遂に沙汰止みと爲りたるよし此事件に就ては單に朝鮮人の主張したるのみならず京城在留の露人中にも陰然遂商するものありて政府の議に上りたる次第なりしかども彼此交渉の末、目下の場合、朝鮮に多數の兵を貸すが如きは露國本來の眞意に非ずとの事にて中止したるものなりと云ふ或は是れぞ日露協商の效能にして其效能を收めたるは我外交家の働きに外ならず然れども斯る事件の發生したるは協商公文の意味に尙ほ足らざる所あるが爲めなれば此際更らに明確の個條を規定するの必要ありとて其邊の談判に着手す可しとの議ありと云ふ彼の議定書の第二條に軍隊の組織を朝鮮國に一任する事に關して外援に藉らずして云々の意味は其だ明白ならず今回の如き事件の始末に就ては更らに明確に規定するの必要もあらんなれば追加の談判も固より差支なけれども抑も是程の協商は一種の事情より發したる一時繃縫の手段に過ぎずして永久に賴み可き性質のものに非ず目下の事情に於ては日本政府が只管穩和を旨とすると共に露國も亦事を好まざる可きが故に或は追加確定の談判も容易に運ぶこともあらんかなれ共此儘を以て東洋の平和を維持し得たりなど外交の能に誇らんとするが如きは一時的に夢する可し先年の天津條約の如き締結當時の事情は尙ほ自から明白なるにも拘はらず或る一派の輩は該條約みそ東洋平和の基礎を据えたるものにして外國人も感服する所なりなど稱道したりき而して實際に於ても今回の日露協商に比すれば其規定も割合に明確なりしかども殆んど見る影もなきに至りし其反對に支那はます〳〵にエルスウイック砲を採用したるみとなり干渉を逞うして專横到らざる所なく遂には併呑の野心を現はしたるが爲めに止むを得ずして日清戰爭の端を開きたるに非ずや或は戰爭に至るまで平和を維持したるは兎にも角にも其條約の效力に外ならずなど云はんなれども傍觀に堪へざるに立至りしまでの成行は一朝夕の事に非ず其永年月の間に天津條約は果して如何なる效力を現はしつゝありしか我輩の毫も認めざる所なり日露協商の公文とても同樣にして今回彼の政府が貸兵を中止したるは果して協商の規定ありしが爲めなるや否やは姑らく措き其效力の有無は詰り實際の勢力如何に依るものと云ふべし云々

○義和宮殿下渡米の原因

久しく日本に滯在し居らるゝ義和宮殿下には日本を出發して米國へ渡られ同國に留學せて此渡米の原因に就ては不審を懷くもの少からざるが聞く所に據れば所謂る米國派と稱せられる李完用、李米淵、徐載弼及び在京城の米國官吏等が來襲して南衙の中央を始め富豪らしき商家を掠奪し尤も谷元大將の死體は時經て發見したりと云ふ暴狼藉至らざるは無し軍隊警察官等は兼て來襲の風說ありて其眞僞定かならざれども豫め之を加へ居たる事とて斯くと急報に接するや佐世保よりの特報に依れば臺灣に派遣中の帝國軍艦海門は去る八日東港に投錨して若干の陸戰隊は該地の守備と連絡を通ぜんが爲め上陸して其目的を達したるに偶ま風濤非常に荒く之が爲め不幸にも端艇の一隻は覆沒して左の人々は溺死したるよし

佐世保より入日東港に投錨して若干の陸戰隊は該地の守備と連絡を通ぜんが爲め上陸して其目的を達したるに偶ま風濤非常に荒く之が爲め不幸にも端艇の一隻は覆沒して左の人々は溺死したるよし

海軍大尉谷元大尉の死體は時經て發見したりと云ふ

松太郎、二等水兵吉本富入、同富永安吉、四等水兵熊太郎、同原地鐵衛門、一等主厨三木定吉、二等主厨須山廣太郎

○富士艦と英國雜誌

近着のペル メル ガゼットにテームス造船所に我が新造軍艦富士を觀覽したる記事あり其記述する所左の如し

新に落成したる日本軍艦富士は現時に於ける諸建造物中の大なる見物にして今は艦中に士官水兵を合して三百五十人の乘員を有し專ら回航の時を待てり同造船所の働きに外ならず然れども斯る事件の發生したるは協商公文の意味に尙ほ足らざる所あるが爲めなれば此際更らに明確の個條を規定するの必要ありとて其邊の談判に着手す可しとの議ありと云ふ彼の議定書の第二條に軍隊の組織を朝鮮國に一任する事に關して外援に藉らずして云々の意味は其だ明白ならず今回の如き事件の始末に就ては更らに明確に規定するの必要もあらんなれば追加の談判も固より差支なけれども抑も是程の協商は一種の事情より發したる一時繃縫の手段に過ぎずして永久に賴み可き性質のものに非ず目下の事情に於ては日本政府が只管穩和を旨とすると共に露國も亦事を好まざる可きが故に或は追加確定の談判も容易に運ぶこともあらんかなれ共此儘を以て東洋の平和を維持し得たりなど外交の能に誇らんとするが如きは一時的に夢する可し先年の天津條約の如き締結當時の事情は尙ほ自から明白なるにも拘はらず或る一派の輩は該條約みそ東洋平和の基礎を据えたるものにして外國人も感服する所なりなど稱道したりき而して實際に於ても今回の日露協商に比すれば其規定も割合に明確なりしかども殆んど見る影もなきに至りし其反對に支那はます〳〵にエルスウイック砲を採用したるみとなり干渉を逞うして專横到らざる所なく遂には併呑の野心を現はしたるが爲めに止むを得ずして日清戰爭の端を開きたるに非ずや或は戰爭に至るまで平和を維持したるは兎にも角にも其條約の效力に外ならずなど云はんなれども傍觀に堪へざるに立至りしまでの成行は一朝夕の事に非ず其永年月の間に天津條約は果して如何なる效力を現はしつゝありしか我輩の毫も認めざる所なり日露協商の公文とても同樣にして今回彼の政府が貸兵を中止したるは果して協商の規定ありしが爲めなるや否やは姑らく措き其效力の有無は詰り實際の勢力如何に依るものと云ふべし云々

○義和宮殿下渡米の原因

久しく日本に滯在し居らるゝ義和宮殿下には日本を出發して米國へ渡られ同國に留學せて此渡米の原因に就ては不審を懷くもの少からざるが聞く所に據れば所謂る米國派と稱せられる李完用、李米淵、徐載弼及び在京城の米國官吏等が來襲して南衙の中央を始め富豪らしき商家を掠奪し尤も谷元大將の死體は時經て發見したりと云ふ暴狼藉至らざるは無し軍隊警察官等は兼て來襲の風說ありて其眞僞定かならざれども豫め之を加へ居たる事とて斯くと急報に接するや

○匪賊大稻埕に來襲せし

新に落成したる日本軍艦富士は現時に於ける諸建造物中の大なる見物にして今は艦中に士官水兵を合して三百五十人の乘員を有し專ら回航の時を待てり同造船所の働きに外ならず然れども斯る事件の發生したるは協商公文の意味に尙ほ足らざる所あるが爲めなれば此際更らに明確の個條を規定するの必要ありとて其邊の談判に着手す可しとの議ありと云ふ彼の議定書の第二條に軍隊の組織を朝鮮國に一任する事に關して外援に藉らずして云々の意味は其だ明白ならず今回の如き事件の始末に就ては更らに明確に規定するの必要もあらんなれば追加の談判も固より差支なけれども抑も是程の協商は一種の事情より發したる一時繃縫の手段に過ぎずして永久に賴み可き性質のものに非ず目下の事情に於ては日本政府が只管穩和を旨とすると共に露國も亦事を好まざる可きが故に或は追加確定の談判も容易に運ぶこともあらんかなれ共此儘を以て東洋の平和を維持し得たりなど外交の能に誇らんとするが如きは一時的に夢する可し先年の天津條約の如き締結當時の事情は尙ほ自から明白なるにも拘はらず或る一派の輩は該條約みそ東洋平和の基礎を据えたるものにして外國人も感服する所なりなど稱道したりき而して實際に於ても今回の日露協商に比すれば其規定も割合に明確なりしかども殆んど見る影もなきに至りし其反對に支那はます〳〵にエルスウイック砲を採用したるみとなり干渉を逞うして專横到らざる所なく遂には併呑の野心を現はしたるが爲めに止むを得ずして日清戰爭の端を開きたるに非ずや或は戰爭に至るまで平和を維持したるは兎にも角にも其條約の效力に外ならずなど云はんなれども傍觀に堪へざるに立至りしまでの成行は一朝夕の事に非ず其永年月の間に天津條約は果して如何なる效力を現はしつゝありしか我輩の毫も認めざる所なり日露協商の公文とても同樣にして今回彼の政府が貸兵を中止したるは果して協商の規定ありしが爲めなるや否やは姑らく措き其效力の有無は詰り實際の勢力如何に依るものと云ふべし云々

○匪賊大稻埕に來襲せし

近着のペル メル ガゼットにテームス造船所に我が新造軍艦富士を觀覽したる記事あり其記述する所左の如し

新に落成したる日本軍艦富士は現時に於ける諸建造物中の大なる見物にして今は艦中に士官水兵を合して三百五十人の乘員を有し專ら回航の時を待てり同造船所の働きに外ならず然れども斯る事件の發生したるは協商公文の意味に尙ほ足らざる所あるが爲めなれば此際更らに明確の個條を規定するの必要ありとて其邊の談判に着手す可しとの議ありと云ふ彼の議定書の第二條に軍隊の組織を朝鮮國に一任する事に關して外援に藉らずして云々の意味は其だ明白ならず今回の如き事件の始末に就ては更らに明確に規定するの必要もあらんなれば追加の談判も固より差支なけれども抑も是程の協商は一種の事情より發したる一時繃縫の手段に過ぎずして永久に賴み可き性質のものに非ず目下の事情に於ては日本政府が只管穩和を旨とすると共に露國も亦事を好まざる可きが故に或は追加確定の談判も容易に運ぶこともあらんかなれ共此儘を以て東洋の平和を維持し得たりなど外交の能に誇らんとするが如きは一時的に夢する可し先年の天津條約の如き締結當時の事情は尙ほ自から明白なるにも拘はらず或る一派の輩は該條約みそ東洋平和の基礎を据えたるものにして外國人も感服する所なりなど稱道したりき而して實際に於ても今回の日露協商に比すれば其規定も割合に明確なりしかども殆んど見る影もなきに至りし其反對に支那はます〳〵にエルスウイック砲を採用したるみとなり干渉を逞うして專横到らざる所なく遂には併呑の野心を現はしたるが爲めに止むを得ずして日清戰爭の端を開きたるに非ずや或は戰爭に至るまで平和を維持したるは兎にも角にも其條約の效力に外ならずなど云はんなれども傍觀に堪へざるに立至りしまでの成行は一朝夕の事に非ず其永年月の間に天津條約は果して如何なる效力を現はしつゝありしか我輩の毫も認めざる所なり日露協商の公文とても同樣にして今回彼の政府が貸兵を中止したるは果して協商の規定ありしが爲めなるや否やは姑らく措き其效力の有無は詰り實際の勢力如何に依るものと云ふべし云々

○軍艦海門の端艇覆沒

朝鮮政府の露兵雇入事件は遂に沙汰止みと爲りたるよし此事件に就ては單に朝鮮人の主張したるのみならず京城在留の露人中にも陰然遂商するものありて政府の議に上りたる次第なりしかども彼此交渉の末、目下の場合、朝鮮に多數の兵を貸すが如きは露國本來の眞意に非ずとの事にて中止したるものなりと云ふ或は是れぞ日露協商の效能にして其效能を收めたるは我外交家の働きに外ならず然れども斯る事件の發生したるは協商公文の意味に尙ほ足らざる所あるが爲めなれば此際更らに明確の個條を規定するの必要ありとて其邊の談判に着手す可しとの議ありと云ふ彼の議定書の第二條に軍隊の組織を朝鮮國に一任する事に關して外援に藉らずして云々の意味は其だ明白ならず今回の如き事件の始末に就ては更らに明確に規定するの必要もあらんなれば追加の談判も固より差支なけれども抑も是程の協商は一種の事情より發したる一時繃縫の手段に過ぎずして永久に賴み可き性質のものに非ず目下の事情に於ては日本政府が只管穩和を旨とすると共に露國も亦事を好まざる可きが故に或は追加確定の談判も容易に運ぶこともあらんかなれ共此儘を以て東洋の平和を維持し得たりなど外交の能に誇らんとするが如きは一時的に夢する可し先年の天津條約の如き締結當時の事情は尙ほ自から明白なるにも拘はらず或る一派の輩は該條約みそ東洋平和の基礎を据えたるものにして外國人も感服する所なりなど稱道したりき而して實際に於ても今回の日露協商に比すれば其規定も割合に明確なりしかども殆んど見る影もなきに至りし其反對に支那はます〳〵にエルスウイック砲を採用したるみとなり干渉を逞うして專横到らざる所なく遂には併呑の野心を現はしたるが爲めに止むを得ずして日清戰爭の端を開きたるに非ずや或は戰爭に至るまで平和を維持したるは兎にも角にも其條約の效力に外ならずなど云はんなれども傍觀に堪へざるに立至りしまでの成行は一朝夕の事に非ず其永年月の間に天津條約は果して如何なる效力を現はしつゝありしか我輩の毫も認めざる所なり日露協商の公文とても同樣にして今回彼の政府が貸兵を中止したるは果して協商の規定ありしが爲めなるや否やは姑らく措き其效力の有無は詰り實際の勢力如何に依るものと云ふべし云々

○軍艦海門の端艇覆沒

朝鮮政府の露兵雇入事件は遂に沙汰止みと爲りたるよし此事件に就ては單に朝鮮人の主張したるのみならず京城在留の露人中にも陰然遂商するものありて政府の議に上りたる次第なりしかども彼此交渉の末、目下の場合、朝鮮に多數の兵を貸すが如きは露國本來の眞意に非ずとの事にて中止したるものなりと云ふ或は是れぞ日露協商の效能にして其效能を收めたるは我外交家の働きに外ならず然れども斯る事件の發生したるは協商公文の意味に尙ほ足らざる所あるが爲めなれば此際更らに明確の個條を規定するの必要ありとて其邊の談判に着手す可しとの議ありと云ふ彼の議定書の第二條に軍隊の組織を朝鮮國に一任する事に關して外援に藉らずして云々の意味は其だ明白ならず今回の如き事件の始末に就ては更らに明確に規定するの必要もあらんなれば追加の談判も固より差支なけれども抑も是程の協商は一種の事情より發したる一時繃縫の手段に過ぎずして永久に賴み可き性質のものに非ず目下の事情に於ては日本政府が只管穩和を旨とすると共に露國も亦事を好まざる可きが故に或は追加確定の談判も容易に運ぶこともあらんかなれ共此儘を以て東洋の平和を維持し得たりなど外交の能に誇らんとするが如きは一時的に夢する可し先年の天津條約の如き締結當時の事情は尙ほ自から明白なるにも拘はらず或る一派の輩は該條約みそ東洋平和の基礎を据えたるものにして外國人も感服する所なりなど稱道したりき而して實際に於ても今回の日露協商に比すれば其規定も割合に明確なりしかども殆んど見る影もなきに至りし其反對に支那はます〳〵にエルスウイック砲を採用したるみとなり干渉を逞うして專横到らざる所なく遂には併呑の野心を現はしたるが爲めに止むを得ずして日清戰爭の端を開きたるに非ずや或は戰爭に至るまで平和を維持したるは兎にも角にも其條約の效力に外ならずなど云はんなれども傍觀に堪へざるに立至りしまでの成行は一朝夕の事に非ず其永年月の間に天津條約は果して如何なる效力を現はしつゝありしか我輩の毫も認めざる所なり日露協商の公文とても同樣にして今回彼の政府が貸兵を中止したるは果して協商の規定ありしが爲めなるや否やは姑らく措き其效力の有無は詰り實際の勢力如何に依るものと云ふべし云々